たちばな園施設拠点 事業計画

当事業団の基本目標である「選ばれる施設づくり」及び「地域とともに歩む施設づくり」を 推進するため、たちばな園における令和5年度の事業計画を定め、当該計画に基 づき、適切な

運営を図るとともに、法人理念である利用者の立場に立った「その人らしさを大切に~みんなの笑顔のために~」に沿ったサービスを提供します。

I 選ばれる施設づくり

利用者や地域のニーズが高度化、多様化する中、たちばな園の特性を活かし、ニーズに沿った質の高いサービスを提供することにより、利用者、家族、地域社会から、信頼され選ばれる施設づくりを推進します。

◎ 施設等運営の基本的考え方

1 令和5年度の運営方針

《施設サービス》

- 利用者が、その有する能力や適性に応じて、できる限り自立した日常生活や社会生活を営むことが出来るよう、「その人らしさを大切に」の基本理念の下、利用者の人権や意思を尊重しエンパワメントの考え方に立って、満足度の向上を目指した質の高いサービスを提供します。
- 利用者の安心・安全の確保に努めます。

《在宅サービス》

- 短期入所事業については、引き続きサービスの充実を図ります。
- 〇 相談支援事業
 - 在宅障害者(児)に対する「相談支援の充実」に向けて、柳井圏域の相談窓口として幅広く相談事業に取り組みます。

2 重点事業の推進に向けた具体的な取組

(1) 事業のあり方についての検討

ア 令和5年度の取組目標

取組事項		標	/ 性	#
以心事块	中期経営計画の最終目標	今年度の目標	備 考	5
相談支援事業の収	令和5年度までに職員が適	新規加算取得に取り組む		
支の見直しと職員	正に配置され、収支が改善	など、収益増につながる		
の適正配置		取組を進める。		

イ 目標達成のための具体的な取組

新規加算(精神障害者支援体制加算)の取得に取り組むことにより、収入の増加に努めます。

(2) 選ばれる施設づくりに向けた重点的取組

- ◎ 高齢知的障害者に対する専門的な支援体制の確立
 - ア 令和5年度の取組目標

取組事項	目標		/#	*	
以祖争识	中期経営計画の最終目標	今年度の目標	備 考	1)用	5
人財育成(資	• 知的障害援助専門員の割	• 資格取得に向けた研修			
格取得者の増	合 5%→30%	の受講等			
員)	• 介護福祉士の割合				
	55%→80%				
介護機器等の	介護リスク軽減のための	・導入した介護機器の安			
整備	介護入浴機器等の整備	全・安心な活用			

イ 目標達成のための具体的な取組

- 導入した介護機器の操作方法の周知
- 適切な介護機器運用のための業務調整

3 中期資金計画への対応(令和5年度の取組)

(1) 収益の確保

- 生活介護及び入所支援事業における稼働率の目標達成のため、相談員との連携の促進、関係機関との調整などにより、待機登録者の確保に努めます。
- 重度障害者支援加算(II)の取得の増額のため、強度行動障害支援者養成研修の受講修了者を増やします。
- 本体の稼働率の目標に向けて、事故防止や健康維持に努め入院日数を削減します。

(2) 支出の削減

- エコアクションプランの目標達成に向けて、節電節水に取り組み光熱費等の削減や省エネルギー型の機器等の導入に努めます。
- 物品等の丁寧な取り扱いに留意するとともに、耐用年数を超過しても点検・修理等で安全 に使用できる場合は継続利用に努めます。
- 廃棄物(給食の残飯等)の減量化に努めます。

◎ 利用者に対する基本姿勢等

1 利用者に対する基本姿勢

利用者に対するサービス提供の基本姿勢として次の取組を行います。

	取組項目	取り組むに当たっての目標
利月	用者の自己決定と選択の尊重	
重	アセスメント内容・方	・利用者一人ひとりの「生きがい、心地よさ、暮らし方」を重視
	法の見直し	したアセスメントの実施
		・当該アセスメントを踏まえた、利用者等のニーズに即した個別
		支援計画等の作成と当該計画に基づくサービスの提供
		・利用者の個別性(心身の状況、年齢、趣味・特技、生活歴等)
		に対する十分な理解
重	利用者の意思決定支	• 常に利用者の立場に立った、その意思や自己決定を尊重するこ
	援の強化	とを基本とするサービスの提供
		・国のガイドラインに沿った、意思決定支援体制の整備
		・利用者とのコミュニケーションの確保と、主体的な活動や日常
		生活の自立に向けた支援
	基本的人権への配慮	・基本的人権を尊重したサービスの提供
		・入浴・排泄ケアなど様々な場面でのプライバシー保護の徹底
		•「地域福祉権利擁護事業(※)」や成年後見制度の啓発と必要に
		応じた相談や調整等
		※ 市町社会福祉協議会で実施する「福祉サービス利用援助」、「日常的金銭
		管理サービス」、「書類等預かりサービス」等をいう。
重	身体拘束の適正化	・「身体拘束の適正化」に向けた取組の推進
		・生命保護・安全確保上など緊急やむを得ない場合のみ、必要最
		小限の拘束
重	虐待防止の推進	・虐待防止に必要な体制整備を構築
		・職員に対する関係法令や「虐待防止マニュアル」の内容の周知
		と遵守徹底
7.1.5		・事業団職員が作成した虐待防止 DVD の活用
木川片	月者等が意見を述べやす 「AURIX こだからの文	
	利用者・家族からの意	・全員朝会、保護者会等、日常のサービス提供を通じた、利用者
	見・要望への対応	や家族からの意見・要望の積極的な聴取
		・意見や要望の内容を関係職員間で共有し、所要の改善を図るな
		どの迅速な対応
		・対応結果の利用者や家族へのフィードバック ・家族や関係者等に対する誠意ある丁寧な接遇
		・利用者、家族、地域住民等からの苦情解決に向けた迅速かつ的
	△1月胜沃∪以祖	・ 利用自、多族、地域住民等からの古情解決に向けた迅速から助 確な対応
		- 唯な刈心 ・苦情受付から解決・改善までの経過や結果の記録
		・記録を通じた職員間での情報共有とサービス向上に向けた取
		・記録を通びた職員間での情報共有とサービス向上に向けた取 組の推進
		NIDVJIE任



〇 アセスメント内容・方法の見直し

• 利用者の個別性の十分な理解とアセスメント方法の見直し

利用者の意思決定支援

・ 意思決定支援会議の設置と開催 年2回

・決定結果の支援計画等への反映 1名を対象

・ 具体的支援目標の検討と実践 年2回

• 個別支援の充実

〇 身体拘束廃止

検討委員会を年4回開催 (6月・9月・12月・3月)

・拘束のある利用者の減 2名 ⇒ 1名

〇 虐待防止

- 虐待防止研修の開催 (6月・12月)
- ・虐待防止委員会の開催(6月・9月・12月・3月)
- ・虐待防止マニュアルの見直し(適宜)

2 サービスの質の向上

サービスの質を確保し、その向上を図るため、以下の取組を進めます。

取組項目		取り組むに当たっての目標
サービスの質の向上		
重	強度行動障害支援体	• 強度行動障害を有する利用者に対する支援の強化
	制の充実	• 強度行動障害支援者養成研修の受講促進
	健康管理	利用者一人ひとりの健康管理や栄養管理、感染症予防の徹底日常的な疾病予防対策への取組
		•嘱託医や医療機関等との連携による疾病等の早期発見•早期 治療
	食事サービス	・栄養ケアマネジメントによる適切な食事サービスの提供・地産・地消の推進と安全で季節感のある食事の提供
	機能訓練	・専門職からの意見を踏まえ、残存機能の維持に取組む
生活環境の向上 ・適切な衣類管理や居室整理等を行い、快適な生に取り組む		•適切な衣類管理や居室整理等を行い、快適な生活環境の確保 に取り組む
	新たなプログラムの 研究・導入	・利用者のニーズの変化や将来予測される新たなニーズへの対応・既存のサービスプログラム(ケア、支援、療育等)の改善・全国的な研究や実践の動向も踏まえた新たなプログラムの研究やその導入

利月	用者満足度の向上			
	「利用者満足度調査」	・利用者満足度調査のサービスごとの実施と結果公表		
	の実施	・全職員の結果の共有と意見・要望を踏まえたサービスの改善		
		・調査票や実施方法等の必要に応じた見直し		
サー	サービスの評価			
	自己評価の実施	・全施設で、定期的に自己評価を実施		
		・必要に応じた評価項目等の見直し		
	第三者評価の取組	・サービス評価の客観性を保つ上で、3 年に 1 回福祉サービ		
		ス第三者評価を受審		
		・受審結果を踏まえたサービス改善の取組		
サー	サービスの適切な実施のための取組			
	各種業務マニュアル	・ 策定済みの各種マニュアルを関連制度の改正、利用者の状況		
	の充実	の変化等に応じて改正		
		・必要に応じて、新たなマニュアルの策定		
	サービス関連情報の	•個別支援計画やサービスの実施記録等の作成に「支援ソフト		
	共有化	(絆)」を活用		
		絆に蓄積された情報を職員が共有することにより、サービス		
		の均質化や質を向上		



〇 強度行動障害支援体制の充実

• 強度行動障害支援者研修(基礎及び実践)の受講

〇 健康管理

・保健衛生委員会の開催 毎月一回実施

・研修 年2回(歯科医による歯磨き指導、誤嚥時の対応)

○ 食事サービス

・栄養ケア見直しのための検討会議の開催(毎月1回実施)

〇 第三者評価受審

- 今年度受審
- 前回の指摘事項を踏まえ、改善状況の確認等の受審に向けた取り組みを実施

〇 マニュアルの充実

委員会において生活支援マニュアルの見直しを実施

3 利用者の安全確保とリスク対策

利用者の安全の確保と様々なリスクに適切に対応するため、以下の取組を進めます。

		なリスクに適切に刈削するにめ、以下の取組を進めます。	
取組項目		取り組むに当たっての目標	
札	川用者の安全確保		
	リスクマネジメントの	・常にリスクマネジメントの観点に立った、各種マニュアルに	
	推進	基づく適切な対応	
	介護事故等の防止	・ヒヤリハット事例について、SHELLモデル(※)を活用	
		した要因分析	
		• 要因分析を踏まえたリスク軽減の措置	
		※ SHELLとは何の略?	
		S : Software(ソフトウェア) H : Hardware(ハードウェア) E : Environment(環境) L : Liveware(当事者以外の人)	
		L:Liveware (当事者)	
		t	
	感染症等の予防及	・発生動向等に関する情報収集と必要な予防対策の実施	
	び発生時の対応	・感染症の発生時における関係行政機関の指導や嘱託医の指示	
		等を踏まえた適切な蔓延防止対策の実施	
		・感染症対応マニュアルや事業継続計画(BCP)の見直し	
	食品の安全確保、衛生管	・食品の安全に関する情報を平素から収集	
	理の徹底	・食材の購入時における取引業者への安全確認の要請と検収時	
		の産地や賞味期限等のチェックの徹底	
		• 食材、厨房、居室等や調理従事者(委託業者と連携)の衛生	
		 管理の徹底	
	施設・設備の点検及び修	・施設内外のリスクの高い箇所の定期的な点検	
		・腐食劣化等が懸念される設備や多用される設備等の日常点検	
		 ・点検の結果、建物や設備等に異常を発見した場合には、速や	
		かな修繕等	
后	機管理		
, _	災害(火災、自然災害)	・消防計画及び防災マニュアルに沿った体制整備や訓練等の実	
	等に係る対策の充実		
		"5 ・消防計画及び防災マニュアルの見直し(随時)	
		- 事業継続計画(BCP)に基づく備蓄等の平常時の措置と計	
		画の見直し	
		- 色ののできます。 - 各地域における相互応援協定の締結	
		- 災害時の「事業団施設間相互支援実施要領」に基づく対応	
	 不審者対応の徹底	・「不審者対応マニュアル」に基づく訓練等の実施	
		・当該マニュアルの見直し	
		・ヨ該マーユアルの兒直し ・防犯カメラや侵入検知センサーの活用を通じた防災対策の徹	
		底 「	
		・不審者情報を察知した場合の職員間の情報共有や警察署等と	
		連携した的確な対応	



〇 介護事故等の防止

- 事故の検証を行い、介護用品等予防に関する用具の検討を行う。
 - ⇒ 目標:事故件数(重大事故や通院を要する事故)を前年度から一割削減

○ 感染症等の予防及び発生時の対応

- ・ラウンド手法を取り入れ、業務の見直しを実施⇒ 10月
- 〇 災害(火災、自然災害)等に係る対策の充実
 - 訓練 6月、3月 総合訓練9月 土砂崩れを想定した避難訓練
 - 備蓄品の確認及び試食と確保 9月に実施

〇 不審者対応の徹底

・不審者侵入時の対応訓練 11月

〇 食品の安全確保、衛生管理の徹底

- 食品の適切な管理(食品庫、冷凍庫、冷蔵庫)
- 調理従事者や納品業者への健康チェック (検温) の実施

Ⅱ 地域とともに歩む施設づくり

地域との連携を深めていくため、「ともに歩む」視点を大切にし、地域における様々な福祉課題、生活課題に主体的に関わるなど、施設にとっても、地域にとっても有益となる取組を推進します。

1 地域共生社会の実現に向けた役割発揮

(1) 地域における公益的な取組

社会福祉法人の責務である地域における公益的な取組として、次の取組を進めます。

- 低所得者に対する利用料等の減免措置の実施 利用者のうち、一定の条件を満たす低所得者の利用料の一部を減免します。
- 「園だより」配付時の油良地区住民の安否確認 年4回、「園だより」を油良地区の世帯に配布し、併せて高齢者の安否確認を行い ます。
- 油良地区の独居高齢者・障害者への配食サービス 油良地区の独居高齢者・障害者に、低額で配食サービスを実施します。
 - ※ 毎月1回 配食数:10食

(2) セーフティネット機能の発揮

取組項目	取り組むに当たっての目標
セーフティネット機能	・障害者(児)の緊急・困難ケースをショートステイ等で受入
の発揮	れる等のセーフティネット機能の発揮
災害時要配慮者に対す	・災害時要配慮者の避難所(福祉避難所)としての指定を踏ま
る支援	え、周防大島町との平常時からの連携と情報の共有
	・利用者の処遇を考慮した、災害時要配慮者の可能な限りの受
	入れ



目標達成のための具体的な取組(主なもの)

〇 セーフティネット機能の発揮

• 相談支援事業所との連携により、緊急・困難ケースのショートステイを積極的に受け入れます。

〇 災害時要配慮者に対する支援

• 周防大島町と既に協定を締結(土砂災害を除く)しており、受入体制の整備を行います。

(3) その他の取組

取組項目	取り組むに当たっての目標
関係機関・団体等とのネ	• 行政機関や他の社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会な
ットワークづくり	どの関係機関や団体と緊密な連携を図ることによりネット
	ワークを構築
ニーズの変化に対応し	・地域共生社会の実現など、様々なニーズの変化に対応した在
た在宅サービスの充実	宅サービスの一層の充実



目標達成のための具体的な取組(主なもの)

○ ニーズの変化に対応した在宅サービスの充実

- 幼児健診時の相談支援に積極的に取り組みます。
- ・柳井圏域の市・町から委託を受けて、地域の相談窓口として、幅広く相談事業に努めます。

2 地域交流の推進

地域との相互交流機会を拡大するため、次の取組を進めます。

取組項目		取り組むに当たっての目標
地域との相互交流機会の拡大		広大
	地域住民の施設拠点	・地域の人々の施設拠点の行事等への受入れ
	の行事等への受入れ	• 地域社会の一員として地域での行事やイベント等に参画
	と地域の行事・イベ	・利用者や施設職員による地域でのボランティア活動への参加
	ントへの参加	
	ボランティアの計画	・多様な媒体(広報誌や SNS 等)を活用した新規ボランティ
	的な受入れ	アの募集
		• 社会福祉協議会が開催するボランティア研修会への会場提供
		などの連携
		市町のボランティアセンターや「山口県高校生ボランティア
		バンク」等との連携
	施設・設備等の開放	• 地域住民等からの要請に応じた地域交流室や会議室、設備、
		備品等の貸出(本来のサービスの提供に支障のない範囲)
		• 地域で開催される福祉や介護に関する講習会、研修会等への
		専門職員の派遣
		・地域の人々の、施設の行事やボランティア活動への受入れ



〇 施設行事等への受入れ

・施設が5月に行う園祭りに、地域の人々等を案内し、交流を深めます。 地域住民等の参加者の目標 100人

〇 地域の行事・イベントへの参加

- 6月に周防大島町が主催する一斉清掃に利用者と職員が参加します。
- 7月の久賀地区主催の土曜夜市に利用者が作品等の販売に参加します。
- ・油良地区の秋祭りに利用者と職員が参加します。
- ・利用者、職員で油良海岸清掃を実施します。

○ ボランティアの計画的かつ積極的な受入れ

・園祭り等園行事の折には看護学生や短大生等に、園のボランティアを呼びかけます。

○ 施設・設備等の開放

• 周防大島町一周駅伝大会の中継場所として、更衣室、トイレ等を開放します。